

令和5年5月22日

報道関係者 各位

不正行為を起こした有資格業者の指名停止について

このことについて、下記のとおり指名停止を行いましたので、お知らせします。

記

指名停止の業者名	水道機工 株式会社 東京都世田谷区桜丘5-48-16
指名停止の期間	令和5年5月23日から 令和5年7月22日まで 2 か月間
理由 島原市入札参加資格者指名停止の措置基準第2条第1項〔別表第2第8項（建設業法違反行為）〕該当	経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し、虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたなど、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分（営業停止）を受けたことによる措置。

指名停止の業者名	株式会社 水機テクノス 東京都世田谷区桜丘5-48-16
指名停止の期間	令和5年5月23日から 令和5年7月22日まで 2 か月間
理由 島原市入札参加資格者指名停止の措置基準第2条第1項〔別表第2第8項（建設業法違反行為）〕該当	経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し、虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたなど、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分（営業停止）を受けたことによる措置。

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園



担当： 島原市 契約管財課
契約検査班 濱田
電話：0957-63-1111（内線263）
E-mail：keiyaku@city.shimabara.lg.jp

